

もっと知ろう！

民生委員・児童委員

どんな人が民生委員・児童委員になっているの？ どんな立場なの？

核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなっていく今日、子育てや介護の悩みを抱える人や、障がいのある方・高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがあります。そこで、地域住民の身近な相談相手となる民生委員・児童委員。

いったいどんな人が民生委員・児童委員になっているのでしょうか。



どんな人が民生委員・児童委員になっているの？

地域の推薦を受け、厚生労働大臣の委嘱を受けた人です

住民の方で、その地域の実情をよく知り、福祉活動やボランティア活動などに理解と熱意があるなどの要件を満たす人が民生委員・児童委員に選ばれる対象になります。

その後、市町村での推薦会、県での審議会の意見などを踏まえ、厚生労働大臣に推薦し、委嘱を受けます。

11回目を迎えた「手打ちそば」での交流会

(写真上)

11月27日、石橋地区の民生委員・児童委員38名により、「特別養護老人ホームいしばし」の入所者等に手打ちのそばがふるまわれました。

この活動は老人ホーム入所者との交流とともに、もっと民生委員・児童委員の活動を知ってもらおうと始めたものです。

打ち立てのそばを味わった入所者からは「おいしかった」との喜びの音がきかれました。

どんな身分？ 報酬は？

特別職の地方公務員です

委嘱を受けた民生委員・児童委員の身分や条件は次のとおりです。
身分…特別職の地方公務員（非常勤）
報酬など…ボランティアとして活動するため給与はありません。
任期…3年。再任も可能。

私の情報が漏れたりしない？

守秘義務が課せられています

民生委員・児童委員の活動は個人の私生活に立ち入ることもあるため、活動上知り得た情報について守秘義務が課せられています。この守秘義務は、委員退任後も引き続き課されます。安心してご相談ください。

実際に相談したいんだけど？

お気軽にご相談ください

お住まいの地域の民生委員・児童委員、主任児童委員へお気軽にご相談ください。また、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員について知りたい場合は、社会福祉課 ☎(52) 1112までお問い合わせください。